

## 判例研究

# 沖縄県金武町並里区における軍用地料配分をめぐる入会訴訟

小川竹一

### 1 本件紛争と地域の概要

#### 1.1 本件紛争の概要

沖縄県金武町の並里区地域の入会集団が、入会権の対価として、総有地（部落有地、共有の入会権）および公有地（町有地、地役権の入会権）からの軍用地料収入を得ている。原告らは、戦前は並里区の一つの組（班）である源原組に属する入会集団構成員であったが、戦後、居住地域の变化はないまま、原告らの組（源原組）だけが、並里区から他の区（中川区）に所属が変更され、並里区との関係が疎遠となった。このため、原告らは入会権者たる地位を否定され、軍用地料の配分を拒まれてきた。これに対し、原告ら一二二名が、並里区（以下「区」ともいう）および並里財産管理会（以下「管理会」ともいう）に対し、管理会の会員たる地位確認と、地位が否定されたことよって被った損失の償還および損害賠償等を求めた事件である（那覇

地方裁判所平成一五年（ワ）第一五六六号事件、平成一六年（ワ）第一六二二号事件、同第一六三三三号事件、同第六七三三号事件、同第六七四四号事件、配分金等請求事件）。

訴訟の概要は、次のとおりである。

原告らは、昭和一二年当時、源原組に所属していた世帯主ないしその相続人たる世帯主であるが、並里区の他の組に属していたがその後源原組に転居した世帯主ないしその相続人たる世帯主である。原告らは、並里財産管理会を入会集団である被告として会員たる地位の確認と配分金請求を行ったほか、総有地の軍用地料を法律上の根拠なく区の財政支出に利用しているとして、並里区及び並里財産管理会を被告とした不当利得返還請求、損害賠償請求を行った。原告らの請求は、細説すると以下のようであった。

1 並里財産管理会に対して、各原告らが管理会の会員た

る地位を有することの確認を求める。

2 並里財産管理会に対して、本件公有地に対する軍用地料（分収金）の配分を求める。

入会集団（管理会）が、原告らを除外してなした配分決議は無効であるが、原告らはこれを追認することとして、配分金請求をする。

3 並里区と並里財産管理会に対して、本件総有地に支払われた軍用地料に関する不当利得の返還を求める。

並里区は、総有地に対する軍用地料を直接に受領しているが、それは、本来、原告らを含む入会集団（管理会）が、総有地の運用管理を区に委託していることによるものである。原告らを除外して委託した黙示の決議は無効であるから、並里区が区の歳出として区民全体のためになした軍用地料の支出も無効であり、区と管理会には、区の歳出として軍用地料が支出された範囲で原告らに対して不当利得が成立する。原告一人あたりの損失額は、原告らを含む並里財産管理会の会員数でもって区の事業経費を割った額である。

4 並里区と並里財産管理会に対して、区と管理会が共同して原告らの入会権を不当に侵害し、区が受領した本件総有地の軍用地料を原告らに無断で区の歳出として支出したことによって、原告らに与えた損害について、不法

行為に基づく損害賠償を請求する。

以上のうち、各原告の平成五―一五年度における公有地に関する配分金請求額は最大で二四 万円、平成五―一六年度における総有地に関する請求額は最大で一八九万円であった。

那覇地方裁判所平成一八年三月二二日判決（判時一九五二号一五二頁）は、原告らは、戦後並里区という入会集団から離脱し、入会権を喪失しているとして、原告らの請求をすべて棄却した。

これに対し、原告らは、平成一八年六月に、福岡高等裁判所那覇支部に対して控訴した（平成一八年（ネ）第八二号 配分金等請求控訴事件）。

#### 1・2 本件地域の概況

##### 1・2・1 金武町の概況

本件地域は、沖縄県中部に位置する金武町に属する。

昭和五五年四月に、金武村は、金武町になった。町域の六%が米軍用地として使用されている地域であり、町を走る基幹道路の海側にも山側にも、米軍基地と演習場とがある。

金武町は、五つの行政区（伊弉、屋嘉、金武、並里、中川）よりなっている。中川区以外には、公有地の入会団体

があり、公有地に支払われる軍用地料の五 % を分収している。総有地に支払われる軍用地料については、並里区、屋嘉区では区が国から直接に受領しているが、金武区、伊芸区では公有地分と併せて入会団体がこれを受領している。中川区は、戦後に新しく生まれたる区である。

並里区と隣接する金武区とは、同じ字に位置し、地番はともに「金武」である。二つの区の境界は、明確に分かれているのではなく、互いの領域の中に飛び地があるような入り組んだものになっている。

金武区では、戦後、米軍基地（キャンプ・ハンセン）のゲート前を中心に米兵相手などの繁華街が開け、多くの新住民が移り住み、人口が増加した。一方、並里区は、金武区に比べて人口は多くなく、移住者も金武区ほどは多くない。<sup>(注2)</sup>

### 1・2・2 並里区と源原組

太平洋戦争以前、並里区には、種々の共同作業等の末端の単位となる組が一組存在していた。<sup>(注3)</sup>

源原組は、徳首川の北側に位置する組であり、戦前は約四世帯からなっていた。昭和二年ころの時点では、並里区の一組のうちの一つの組であり、人口も約一分の一であった。金武村は、徳首川の北側を開拓地として移住

者を受け入れており、戦後の混乱の中で、一時的に大量の人口が流入してきたことがあった。戦後の初期には、徳首川の上流に漢那市が設置されるほど人口が増加したが、まもなくして流入してきた新住民はそれぞれ帰郷するなどして人口移動は落ち着き、漢那市もすぐに廃止された。この中で、昭和二年、金武村は新しい区として中川区を創設し、並里区から源原組を裂いて、中川区に編入した。

### 1・3 本件入会権をめぐる実態

#### 1・3・1 入会地の起源についての認定事実

本件入会地の性格について、原判決は、次のように認定している。

本件入会地には、町有地であるもの（以下「本件公有地」という）と部落有地（以下「本件総有地」という）であるものがある。

本件公有地は、琉球王府時代に、杣山として、琉球王府の御用木を調達するために仕立てられた山林であり、琉球王府が監督し、間切、島、村が共同で使用収益するという旧慣の下で管理され、明治時代になっても、この杣山制度は旧慣尊重により存置され、間切、村住民に限り、建築用材は役所長、薪炭材は山筆者の許可を得て伐採することができた。そのため、並里区は、上記旧慣に基づき、杣山の

使用収益権を有する入会集団であつたと認めることができ  
る。

その後、岫山は、明治三二年に沖繩県土地整理法の施行により国有林とされたが、明治三九年に沖繩県岫山特別処分規則により国から各間切、村への有償払下げがなされた。その後、遅くとも昭和一二年ころまでの間に所有権者を金武村とされた。しかし、本件公有地の使用状況は従前と変わりなく、並里区が本件公有地について使用収益権を有するという慣習に基づき入会集団であることも従前と同じであつた。

以上が、原判決記載の本件入会地の事実関係である。この記述は、きわめて簡略なので、以下に補説しよう。

本件公有地は、判決の言つとおり、琉球王府時代の岫山であつた。明治三二年の土地整理の際、官民有区分がなされて、岫山の大部分は官有地とされ、入会権も否定された。村民の反発は大きく、盗伐が横行し、管理もなされなくなり、林野が荒廃してきた。このため、政府は、「不要林」を払下げることとし、代金は三年賦(当初は一五年であつたものが、大正三年に期間が猶予された)とされ、並里村住民などは、各戸から負担金を集め、これを支払つた。なお、明治四一年四月一日から「島嶼町村制」が施行され、金武間切は金武村に、金武村や並里村は金武区、並里区に

なつた。<sup>(注4)</sup>その後、大正時代からは部落有林野統一事業が行われ、区は市町村に払下地の所有権を移すことを迫られた。本件公有地もこのような経緯で当時の金武村所有地となつた。もつとも、統一の条件として、区に使用収益権があることが確認され、林野に利益が生じたときには分収すべきことが金武村と各区の間で定められた。この協定に基づいて、後に旧慣条例が制定されることになつた。

本件総有地の由来について、原判決は、王府時代には岫山ではなく、村山野として村の所有として扱われたものであるとし、本件公有地とは異なり、官有地になつた経緯がなく、旧並里村所有地から現在の並里区の総有地に至るものであるとする。

これに対し、本件総有地の起源について、原告らは、沖繩県土地整理事業においては、民有地(総有地)とされた面積が少なく、林野の大部分は官有地とされたことから、本件総有地も、払い下げによつて総有地となつたものであり、ただ部落有林野統一事業に際し統一されず、並里区に所有権を残したこと、現在総有地(部落有地)となつているもので、本件公有地と起源を同じくするものであると主張している。

## 2 本件入会地の入会慣習と戦後の状況

### 2・1 戦前に入会慣習の認定

原判決は、入会慣習について戦前と戦後の状況に分けて認定している。

戦前からの共同作業の内容については、次のように認定した。

「村の環境整備のために、並里区には、村賦（ムラブー）というものがあつた。村賦とは、労働力を村に提供することであり、村が主催して作業内容を決めて実施した。村賦には、スーンジブーとタキキブーの二つの仕組みがあつた。

スーンジブーとは、各世帯から一人ずつ出席し、村事務所計画する諸作業に従事することである。スーンジブーの主な作業は、田植え前のウツカガー、キンタガー（湧泉）の清掃及び下流の水さらい、生活道路の補修、側溝、暗渠排水の補修、ンタバルのウフンジュ（大溝）さらい等である。

タキダキブーとは、各家庭の可働者の数に応じて村に労働を提供する仕組みのことである。あらかじめ村から出勤目数が割り当てられ、毎年一回、四月ころ、サトウキビと稲の作付けなどの農作業が終わつた直後に行われるクシユクイ（腰休め）と呼ばれる並里区の総会の際に、割当日数

の過不足を精算し不足者から不足分の金を徴収し、超過して出勤した者に支給する。このように、平等に労働を平均化することをブータキダキ（平均化）という。タキダキブーの主な作業の内容としては、農道、生活道路の補修、防風、防潮林の補植、山道の補修、植林その他事務所の計画する諸事業などがある。」（判決文二―二二頁）。

「地域住民の自治規範として村内法が定められており、山野の管理と取締りに関する内容としては、山野の松の造林は年次ごとに種子をまくようにさせること、山野の境界には小松を入念に植え付けさせること、松の種子は寒露の節に取るようにいいつけること、人の山野から茅、草、蘇鉄などを刈り取る者は原札を渡し、二銭の罰金、他人の山野から生木や枝葉、枯木、唐竹、竹の子、蘇鉄を伐採する者には札を渡すことなどが定められていた。そして、山札は、具体的には、村事務所の許可なく、山から生木を伐採した者（立枯木は取っても可）、他人の原野から生木、立枯木、山茅を取つた者（枯枝は取っても可）、他村の山から生木、山茅を刈り取る者に渡されていた。」（判決文二二頁）。

「戦前においては、源原組の住民も、並里区という入会集団の一員として、上記のようなスーンジブー、タキダキブー等に参加していた。」（判決文二三頁）。

## 2・2 戦後の並里区の共同作業

戦後の共同作業の状況は以下のように認定されている。並里区住民は、米軍より、強制的に退去が命じられていたが、昭和二十一年一月、元の住居地へ戻ることが許された。「住宅はすべて焼き払われていたため、規格住宅が建築されることとなった。その作業は、スーンジブーによって行われ、女子は草刈り作業、男子は家屋の組立てと屋根葺きを分担し、およそ三、四か月の月日をかけて行われた。この作業は、並里区民総出で行われたが、…源原組の住民は参加していなかった。」(判決文二二頁)。

「太平洋戦争後は、物資が不足していたこともあり、柚山等に並里区民だけではなく、避難民等も入り、薪を取ったりし、…禁止されていた生木を伐採する者も相当数いた。並里区は、戦後も山係を置き、柚山の管理を行っていた。…昭和三十九年二月ころになると、植林は行われなくなったが、下草刈り、撫育等の作業は行われていた。これらの作業に、戦後、源原組の住民は参加していない。」(判決文二三頁)。(注5)

## 2・3 戦後の入会権をめぐる状況

源原組との関係では、戦後、入会権に関して次のような問題が生じていた。

源原組住民の入会地の利用継続と山仕事への不参加  
中川区住民となった源原組住民は、戦後も必要に応じて、本件入会地を利用してきた。被告らの主張によっても、源原組住民が並里区事務所において許可を得て生木を伐採した場合もあり、許可を受けずに利用した場合もあったことが確認できる。タキダキブーと呼ばれる山林の共同管理作業に参加することはなかったようである。源原組住民の入会地の利用形態の変更請求

昭和二一、二三年ころ、源原組住民の代表者が、並里区に対して、並里区の部落有地を源原組に対して分けるよう申し入れたことがあった。源原組の代表者らと並里区の代表者らとは、並里区事務所で協議をしたが、並里区は、部落有地の源原組への分割を拒否した。この時の源原組住民の要求の法的意味は、後述する。

旧慣条例の制定と「管理会」の設立

並里財産管理会の設立をめぐる経緯について、原判決は以下のように認定している。

「太平洋戦争末ころに米軍が飛行場を建設していたこともあり、金武村には太平洋戦争後も米軍が駐留することになった。そして、本件公有地は、昭和三四年、米軍用地(現在のキャンプ・ハンセン演習場部分)として接收された。

昭和四七年五月一日に、沖繩が日本に復帰すると、米軍が本件公有地を使用することに対して、国（防衛施設庁）から支払われる米軍用地料については、金武村の収入役が受領した上で、その二分の一を「歳出外現金」として、収入役が保管する形で歳入予算には計上しないまま、並里区等へ配分していた。

しかし、中川区には祖先伝来の山がないという理由で米軍用地料が配分されていなかったことから、中川区に住む金武村住民らは、昭和五二年、金武村の村長、収入役を被告として、上記の方法で行った昭和五一年度の米軍用地料の配分が違法な支出であるとして、支出した金額の賠償を求める住民訴訟を那覇地方裁判所に提起した（同裁判所昭和五二年（行ウ）第五号金武村に代位して行う損害賠償請求事件）。那覇地方裁判所は、昭和五二年一月二十七日、上記事件について、金武町（前記のとおり訴訟係属中の昭和五五年四月一日に町制に移行した。）住民らの請求を一部認容し、村長及び収入役に対し、金武町に一億二四三六万六九一七円及び遅延損害金を支払うよう命じた。（判決文二四―二五頁）

そこで、この訴訟提起を受けて、金武町は、昭和五七年一月六日に、公有財産の使用権について旧慣の存在を認め、公有財産の管理、処分に関して必要な事項を定め

る条例である「旧慣による金武町公有財産の管理等に関する条例」（以下、「旧慣条例」という）を定めた。

旧慣条例第二条は、各部落の「部落民会」が「山山を使用する慣行（旧慣）」である「旧慣使用権」を有していたことを確認し、第四条において、公有財産からの分収割合を一分の五と定めた。

判決文「第三 二 争点（一）」（被告管理会と被告区の関係）では、「並里財産管理会」の性格を次のように認定している（判決文二八頁）。

「前記（一五）で認められる被告管理会の設立経過、会則一条で定められる被告管理会の目的に照らすと、被告管理会は、金武町が旧慣条例を制定し、公有財産（本件公有地）から生じる収益を部落民会と二分の一ずつ分収すると定めたことにより、金武町から受け取る分収金の受入れ及び管理処分を行う組織であると認めることができる。」（判決文二八頁）。

一方、原判決は、本件総有地から生じる収益については、現在の並里区が、直接受け取り予算化していて、管理会は、管理処分を行っていないことを認定した。

原判決は、「被告管理会は、旧並里区の世帯主を構成員とする人会集団そのもの」であり、管理会設立の経緯並びに旧慣条例の趣旨からすれば、本件公有地と本件総

有地の双方について、共に管理会が唯一の入会集団であるとの原告側主張を否定した。

### 3 判決の概要

#### 3・1 入会権の存否をめぐる争点

本件の基本的な争点は、戦後、源原組住民が、行政区を変更され、元の入会集団とは異なる区に属するようになったこと、元の部落の共同作業や山仕事に参加しなくなったこと、入会地の分割を請求したことが、原告らの入会権の喪失という効果をもたらすのか否かということであった。

原告らは、入会権喪失事由である、入会権者が入会集団の居住地を離れたことよって、入会権を喪失する（離村失権原則）慣習に該当する事実がないこと、部落の共同作業や山仕事に参加しないために入会権を喪失するような慣習はないことなどを主張した。

これに対して、被告らは、源原組住民が部落の共同作業や山仕事に参加しなかったことは、入会権者としての義務不履行であり、原告らは入会集団から離脱し、集団への帰属意識も消滅したとして、原告らの入会権の喪失を主張した。

#### 3・2 原判決の権利喪失論

原判決は、原告らは入会権者としての地位を失ったとして、次のような理由を述べた。

以下、判決文の中から、裁判所が原告らの入会権を否定した事実とその評価の部分を示しよう（判決文「第三三 争点（二）（源原組の住民は、入会集団としての旧並里区から離脱し、本件公有地や本件総有地への入会権を喪失したか）について」（判決文一九一—三二頁）。

太平洋戦争以前は、源原組の住民も、並里区という入会集団に属していた。部落の共同作業であるスーンジブー、タキダキブーにも参加しており、入会集団の構成員としての義務を果たしていた。

太平洋戦争後、昭和二年一月に元の居住地への帰還が許された、並里区の住民らは、住宅がすべて焼き払われていたので、スーンジブーとして復興住宅の建設を行ったが、この作業に源原組の住民はほとんど参加していない。

太平洋戦争後も山の作業としてタキダキブーが行われた。その折にも源原組の住民は参加していなかったものである。

昭和二年ないし三年ころ、源原組の代表者が並里区に対し、並里区の区有地（部落有地）を分けるように



申し入れているが、このことは、同時点において、源原組の住民がもはや並里区への帰属意識を持たなくなったことを端的に示すものといわざるを得ない。

昭和五二年当時、中川区の区長を務めていた原告Xは、中川区を代表して、金武村（当時）に対して補助金あるいは分収金を請求するなどしている。このことは「原告Xを始めとする源原組の住民が、中川区に帰属していることを前提として、金武村内における他の区と比較して中川区への不利益な扱いを是正しようという意識しか有していなかったことを推認させるものである……」。

原告らは、源原組の住民がスーンジブー、タキダキブーに参加していなかったとしても、それは、被告区からの連絡がなかったからであるとも主張する。確かに、太平洋戦争後は、源原組の住民にはその連絡がなされていないことも認められる。しかしながら、被告区から、中川区に居住する源原組の住民に対して連絡がなされていないという事は、少なくとも、被告区としては、太平洋戦争後は中川区に居住する源原組の住民が本件公有地及び本件総有地に対する入会集団から離脱したと認識し、それを前提とした連絡体制を取っていたものと推認することができる。そして、他方、源原組の住民は終戦後、新取りなどのために頻繁に山に立ち入り、並里区の

住民らによるスーンジブー、タキダキブーの作業に接する機会があったと考えられるにもかかわらず、上記作業に関する連絡が源原組の住民に届いていないことを並里区に問い合わせたような形跡は、本件証拠上全く窺えない。」

昭和二十七年二月一日に開催された被告区の区政委員会議事録によると、盗伐防止のために山係を置くことについて議論がなされ、当時の区長が「中川では希望する者が居ると思います。」と発言し、区政委員の中には「それはさせれば責任を感じますからよいと思う。」と発言している者もいることが認められ、原告らは、このような区長の発言について、源原組の住民が入会集団から離脱していないからであるとも指摘する。しかしながら、区政委員の「それはさせれば責任を感じますから。」という発言をみて、区長や区政委員のこれらの発言は、源原組の住民を含む中川区の住民が、岫山に対して何らの責任ある行動を取っていなかったことの裏付けるものであり、むしろ、昭和二十七年ころには源原組の住民が入会権者としての行動をとっていないことを窺わせる事実というべきである。」

以上の点を総合すると、源原組の住民は、太平洋戦争以前は並里区の入会集団に属していたものの、太平洋

戦争後、入会集団である旧並里区から離脱し、本件公有地、本件総有地に関する入会権を喪失したものと判断するのが相当である。」

したがって、その余の原告らの請求はいずれも理由がない。

以上が原判決の論理である。

通常、慣習規範として明確な入会権喪失事由は、離村失権原則に該当する場合であるが、この他、入会権の性格から、入会権者の義務の懈怠があり、これをもって入会集団から権利を奪われた場合、そして、入会権者が自らの権利放棄した場合が考えられる。原判決が、どの喪失事由に基づいて、原告らの入会権が喪失したと判断したのかについては、明らかではない。

このように、権利喪失を導いた法的構成は、明らかではないのであるが、原判決の喪失事由のキーワードとなっているのが、「入会集団からの離脱」、「入会権者意識の喪失」である。このキーワードが、結論を導くのにどのように作用しているのか、明らかにする必要がある。以下、控訴審での争点を検討する中で、この点を明らかにしよう。

#### 4 控訴審における争点

##### 4・1 控訴審の争点の概略

控訴審の争点は、現在の並里区の性格、入会集団と区との関係、並里財産管理会の性格、本件公有地と本件総有地の由来の異同、共同作業の性格とその不参加の効果、権利喪失の法的構成、集団への帰属意識の喪失論の意味、である。

控訴審においては、部落あるいは区と入会集団との関係をどのように理解するかが争点の根本にかかわる問題である。それは、源原組住民が「並里区から離脱した」とすることが、「入会集団から離脱した」ことをも意味するのかわかという問題である。この争点にかかわる重要な認識が、「並里区」として表記されるものが、居住者全員からなる自治会としての側面と旧住民に範囲が限定される入会集団としての側面とを有するということである。

原告ら・控訴人ら（以下「原告ら」という）は、区（部落）と入会集団の分化を前提にして、本件公有地と本件総有地とともに並里財産管理会が入会集団であると主張する。また、戦前は、源原組を含む並里区であったのが、源原組が並里区から抜けたことから、現在の並里区と戦前の並里区とを区別して、「現並里区」、「旧並里区」として表記している（以下、本稿でも、この表記に従う）。

被告ら・被控訴人ら（以下「被告ら」という）は、本件  
総有地の入会集団は現並里区であり、本件公有地の入会集  
団は並里財産管理会であるとする。

これに対し、原告らは、現並里区には、入会権者でない  
新住民も含まれているので、自治会としての性格を有する  
ものであり、管理会は、規約上は本件公有地からの収入を  
管理する団体であるが、入会権者からのみなる集団であつ  
て、現並里区が入会集団でないことが明らかである以上、  
本件公有地・本件総有地<sup>（注6）</sup>ともに本件入会地の入会集団は管  
理会にほかならないとする。そして、原告らは、戦前は、  
旧並里区がほぼ入会権者のみで構成されていたので、入会  
集団でもあつたとする。旧並里区には源原組を含んでいた  
のであるから、入会権者のみを会員とした管理会結成時に  
は、源原組住民を含むべきであつたとしているのである。  
本件総有地については、軍用地料が直接に現並里区に対し  
て支払われ、区予算として使用されているが、これは、管  
理会が本件総有地の管理を現並里区に黙示に委託している  
ものであると主張する。

被告らは、現並里区は生活共同体であり、入会権者全員  
が含まれていて、戦前の旧並里区を継承して入会地管理を  
行つてきているので、依然として入会集団たる性格を有し  
ているとしている。また、管理会は、本件公有地の分収金

に限定した入会権者の組織として、その受け入れ及び管理  
処分を行う入会集団であるとする。

#### 4・2 入会権喪失の法的根拠

原告らは、入会権喪失の法的根拠について以下のように  
検討している。

源原組住民は、戦後も居住地の変更がなく、米軍がフェ  
ンスで入会地を囲んで住民の立入を厳しく制限するまで、  
入会地の利用を続けていた。その上、これまで認められて  
きた入会権喪失にかかわる法的構成に照らせば、原告らは  
入会権を失っていない。

判例や学説によつて挙げられてきた入会権喪失事由は、  
次のものである。

入会権者としての義務を果たさないとき（義務懈怠）

入会権者が部落外に転出したとき（離村失権）

入会権者による権利の放棄があつたとき（権利放棄）

第一の入会権者としての義務懈怠については、喪失原因  
となる義務内容を特定した上で、具体的な義務懈怠の事実  
を認定する必要がある。義務懈怠によつて入会権を喪失す  
る手続としては、少なくとも本人に弁明の機会を与えらう  
え、入会集団が認証する必要があるが、原判決は手続に関  
する事実も認定していない。

仮に源原組住民にスーンジブーやタキダキブーへの不参加という義務懈怠があったとしても、これに対する罰則は、出不足金の支払い程度であった。

第二に離村失権に該当するか。離村失権原則とは、入会権者が入会集団の地理的範囲である部落外に転出した場合、入会権を喪失するという慣習規範である。これは、入会権者が入会林野から地理的に離れた結果、その入会林野の管理利用が不可能ないしは著しく困難になるからである。原判決が、「入会集団から離脱した」ことを入会権喪失原因としていることからすると、原判決は、源原組住民について、離村失権を認定したと考えられる。そうだとすれば、以下のような誤りがある。すなわち、源原組住民の居住地は、戦後も旧並里区の範囲のままであるから、原判決は、戦後、行政区の変更に伴って入会集団の範囲が縮小したという理由で入会権の喪失を認定したことになるが、このような判断は、原判決のほかには見られない。

第三に源原組住民は、権利放棄をしていない。

#### 4・3 入会集団からの離脱

原判決は、入会集団への帰属意識が失われたことを重視していた。

原告らは、原判決を次のように批判する。原判決は、入

会集団としての旧並里区への帰属意識と行政区（町村の一部）としての部落（自治会）としての現並里区への帰属意識を混同している。現並里区に対する帰属意識が無くなったことから、入会集団への帰属意識消滅を導き出すことはできず、原判決が入会権喪失を導き出すのは誤りである。

これに対し、被告らは、次のように主張している。「源原の住民が現在においても並里の入会集団の構成員であるか否かということは、源原の住民が、戦後も戦前と同様に、同一集団の構成員としての紐帯を有して村落共同体の諸々の義務を果たしているのか、それとも同一共同体の構成員としての紐帯を喪失して共同体の諸々の義務を果たすことがなくなったのか、という問題である。」（平成一八年七月一四日付け被控訴人管理会「準備書面」四頁）。

原告らは、現並里区と入会集団との分離を前提に、住宅建設共同作業は、入会集団構成員としての義務ではないこと、山林維持管理作業への不参加が権利剝奪に至るほどの罰則規定はなかったこと、さらに、原告らが入会権を喪失していない理由として、現並里区の入会権者と源原組の入会権者との間で入会権をどのように位置づけていくのかという問題について、元の入会集団における当事者間の合意がないのに、多数を占める現並里区の入会権者の方で一方的に少数派である源原組の入会権を否定することはで

きないとする。

旧並里区の領域を基にして成立していた共同体が現並里区と源原組とに分離し、これにより旧並里区の領域を元にしていた入会集団も、一体として統制管理を行うことが困難になってきた事情がある状況に至った。このような場合に、少数派の源原組の入会権だけが失われる理由は無い。多数派たる現並里区入会権者と源原組入会権者との間で分離に関する協議がなされる必要があった。それがなされていないのに、多数派が少数派の入会権を否定することは、認められないというのが原告らの主張である。

以上のように、原判決と被告らの主張とが、本件の問題を、単に一部の区住民が、区から離脱したことによる入会権喪失問題として捉えたのに対し、原告らは、本件の事態を、入会集団の分離問題として位置づけ、外在的な事情によって区の分離が生じたときに、入会集団をどのように再編すべきだったのかという問題として捉えている。これは、本件の本質が、単に個々の入会権者の個別的事情や意思に基づく問題ではなく、区の再編と当時の社会的事情などの外在的な事情によって、少数派住民が、自治会としての区からの分離を迫られたことと、戦後の混乱した情勢から、権利調整のための十分な協議を行うことができなかったことにあるとし、そのため入会集団の中の多数派により少数

派が排除されてきたという構造的な問題として捉えるものである。

## 5 原判決の権利喪失論の検討

### 5・1 本件事実関係の特徴

本件は、戦前まで入会集団の一員であった者らが、戦後の混乱の中、行政区の変更がなされて、元の行政区住民らとの生活共同体関係において疎遠になっていった事情の下で、入会集団の構成員であることが否定され、軍用地料の配分を受けられないという事案である。

沖縄での地上戦、米軍による占拠など戦中戦後の混乱を背景に、その後の米軍統治下で米軍による基地への囲い込みによる軍用地料の支払いという入会地の利用形態が形成されるといふ状況が生じた。この事件を理解するためには、このような特殊な事情を背景にして、入会集団内部に分裂の契機が生まれ、さらに、入会地の米軍による囲い込みによって、入会地に対する労務を伴った共同作業が不要となり、入会権の権利内容がもつぱら金銭の配分をめぐるものになったという特殊性を踏まえることが必要である。

かかる視点に立てば、原判決が、源原組住民が自発的に入会集団から離脱していったように捉えているのが、一面のであり、当時、源原組住民が入会地に対して取った行動

の意味を改めて解釈し直すことの必要性が認識される。以下のような視点から見ると、原判決の捉え方が偏ったものであることが明らかになるであろう。

並里区では、戦争による避難、米軍による退去命令、帰還の許可などの大きな変動を伴う混乱状態が続いていた。源原組の所在する億首川以北でも、避難民の流入など急激な人口増加による新区（中川区）の設置がなされるなど、大きな変化があった。源原組は、中川区へ編入されることとなり、現並里区と源原組とは、戦後の混乱を異なる地域環境の中で乗り切っていくことになった。

昭和二年という時代は、自己が生活を維持するだけで精一杯であり、源原組住民は、行政区への変更が人権の行使についていかなる影響を及ぼすか、現並里区側とどのような関係を作っていくべきなのかなどについて考慮する余裕がなかったと推測するのが合理的である。

行政区の変更によって、源原組住民に新しい所属区での共同作業への負担が生じてきて、元の行政区住民らと疎遠になっていくのは自然の過程である。それは相互にとって同じ事情があり、現に現並里区側も源原組の共同作業に参加していない。訴訟では、源原組が一方的に現並里区側の共同作業に参加しなかったことを非難されて

いるのであるが、共同作業は相互的なものであるのに、一方にのみ参加を求めるのは、多数派の一方的な要求である。

入会集団が行う山仕事に対する負担は、住宅建設とは異なり、源原組住民も参加すべきであったが、原判決も認めるように連絡体制がなく、入会集団において、一定の制裁を課したり、処分を行ったりした事実は無い。慣習では、源原組住民の義務懈怠は、出不足金の徴収等で調整されるものであった。義務懈怠が重大であるならば、入会集団によって処分が決定されるべきであったが、それらがなされた事実は無かった。戦後の生活の余裕のなさや米軍演習場へ囲い込まれたことにより、戦前のような山仕事はなされなくなっていた状況があったのに、戦後の混乱期の昭和二―三年頃という短期間の事情のみを捉えて、明治大正時代からの入会権者であった者らの入会権が喪失するという評価は、甚だしく偏ったものである。

本件は、入会集団が、現並里区に居住する多数派と源原組の少数派に分かれてしまっていて、多数派の入会集団運営においては、少数派に対して、統制管理を及ぼす機能が弱くなっていき、軍用地料が支払われるようになってくると、少数派を無視して地料を独占する態度になっ

たものと理解することができよう。

軍用地料配分が開始されると、入会地に関する利害関係が現実的に発生してきて、現並里区の入会権者は、源原組住民の入会権者資格を否定するようになった。従前から、源原組は、現並里区に対して権利主張を行ってきたが、ことごとく拒否されてきて、現並里区に対する要求を行っても効果が無いことが明らかになった。このため、入会地の地盤所有者が金武町であることに注目して、町からの軍用地料配分を是正して、公有地からの公平な配分を実現しようとした。その前提として、軍用地料の分収を適法化しようとして、住民訴訟を提起した。

理論的には、源原組住民は入会権者として、現並里区を相手に入会権の確認を求めるのが筋であったが、以上のような経緯の中で、入会理論についての法的知識もなかったことから、町を相手にして軍用地料の配分を是正しようとする、迂遠で妥当でない方向に進んでしまった。これは、入会権を正確に知る法律家も極めて少ないという状況では、やむを得ない面もあった。

以上、から まで見たところで確認できることは、離村失権原則が当てはまる前提となる居住地の移転などの事実はないこと、構成員の義務懈怠があれば、入会集団

沖縄県金武町並里区における軍用地料配分をめぐる入会訴訟（小川）

の総会によって出不足金の徴収など一定の罰則が課せられたりするのが通常であるが、そのような決定あるいは手続が一切なされていないこと、源原組住民は、戦後も山に入り会うことができる時期までは山林の利用を行っていたであり、入会権放棄と評価されるような意思を表明したこともないこと、である。また、源原組住民は、入会地について一定の土地を排他的に使用できるように要求するなど入会（持分）権の主張を行ってきたこと、も確認できる。

## 5・2 原判決の権利喪失論の構造

### 5・2・1 権利喪失に関わる慣習の認定

原判決では、権利喪失に関わる慣習がどのように認定されているのであろうか。入会権に関わる紛争を明らかにするについては、当該問題に関する入会慣習の認定が最も重要な問題となってくる。しかしながら、原判決は、それが十分になされていない。

本件訴訟提起前、被告らは、源原組住民が入会集団構成員であることを、どのような理由で否定してきたのか。このことは入会集団において、入会（持分）権者から権利を剥奪する慣習が存在していたのか否かを明らかにする意味で重要である。同時に、権利喪失者に対する権利回復の慣

習を明らかにすることも必要である。

被告らの慣習は、現並里区の入会権者が他地域に移住して権利を喪失しても、現並里区に転入すれば、再び入会権者として認めるというものであった。源原組住民に対しても同様の扱いがなされており、原告らが現並里区に転入すれば入会権者として認められる。帰村者に対して入会（持分）権が復活するのは、入会集団において一般的によく見られる慣習であるが、源原組住民にこれを適用するのは、不思議な事態である。

というのも、源原組住民の居住地は、従前においては入会集団の領域であつたのに、なぜ、現並里区に住所を移さなければ入会権者と認められないのか、説明がつかないことである。離村失権原則と帰村得権原則に関わる慣習は、入会権者の居住地が変わつたために入会集団の統制に服することができなくなった（離村失権）が、再び集団の領域に戻つてきたために権利を得る（帰村得権）ということである。本件では入会集団の居住領域に変更があつた事実が無いのであるから、これらの慣習とは関係が無いはずである。ただ、源原組住民に帰村得権の慣習を適用してきたことから推測すると、訴訟提起前において源原組住民に入会集団構成員資格が否定された理由は、行政区が異なつてしまつたことを、離村失権原則と結びつけた処置であつたとしたか

判断できない。もし、入会集団構成員としての義務の不履行により、入会権を喪失したのだとすれば、その者が現並里区に居住地を移したることよつて、ただちに構成員資格が回復するという扱いをすることが説明できないからである。

訴訟においては、原告らが行政区の変更が直ちに権利の消滅につながることを明らかにしたのに対し、被告らも行政区の変更を持つて、構成員資格が無くなつたとは考えていないとし、入会権者としての義務の懈怠が入会集団からの離脱とみなされることになると主張している。<sup>（注）</sup>

しかし、被告らの本件審理での主張と、従前からの帰村得権という構成員資格回復の扱いとは、矛盾している。義務懈怠により入会集団から離脱したならば、義務を履行するなどの過程を経て、新たに構成員資格を得る手続きがなされなければならないのが入会権の論理である。入会権は、権利と義務とが共にあるものだからである。離村失権の場合と、統制違反による資格喪失の場合とは、再び構成員資格を取得する手続きについて異なつた扱いがなされるのが当然であらう。

被告らの主張で特徴的なのは、原告らが、戦後、並里区民総出の共同作業に出役しなくなつたことのみならず、様々な原告側の権利回復のための行動を捉えて、入会集団から



の離脱という評価に結びつけ、これから入会権の喪失という効果を導き出していることである。

たとえば、源原組の代表者が、一時期、部落有地を分けとくれるように、現並里区と交渉したことがあった。被告らは、源原組住民がかかる交渉を行ったことについて、入会集団への帰属意識がなくなったことの現れであるということ強調している。また、原判決もこの主張を支持した（判決文二九頁）。

しかしながら、源原組の代表者は、入会地を分け地として利用する形態を要求したものと考えられ、これも入会地利用の一つの形態である。<sup>(注9)</sup>入会権者のうち、一定の者あるいは一定の範囲のグループに対して一定の土地を割り当て、集団の内部で排他的に使用を認めることは、集団の決定に基づき限り入会権の本質に反しない。

### 5・2・2 権利喪失の法的論理

原判決が展開する権利喪失の論理は、明確ではない。それは、原判決の論理が、離村失権の原則や義務懈怠による権利剥奪という入会権者の権利喪失に関わる法的構成に当てはまらないからである。

それでは、原判決はどのようにして、原告らの権利喪失を導き出したのであろうか。原判決の論理は、二つの部分

からなっている。最初に、入会集団からの離脱を認定している。戦後における源原組住民と現並里区との関係を示すいくつかの事実を摘示し、それを入会集団からの離脱という評価に結びつけた部分である。次に、そこから権利喪失という効果を一方的に導き出している部分である。

原判決の、集団的離脱の認定については、次のような問題がある。判決が摘示した事実が、それぞれどのようなウェイトで、入会権喪失という評価に結びつけたのが明らかでないのである。

原判決が源原組住民の共同作業への不参加として重要視しているのは、主として、住宅建設作業への不参加、山仕事への不参加であった。

この二つの事実は、確かに、戦前の慣習に照らせば、義務懈怠があったということになる。しかし、この義務懈怠という事実を、入会集団からの離脱という評価に結び付けるのは論理の飛躍である。本来ならば、このような義務懈怠がどうして生じたのか、それに対して、入会集団と源原組との間にどのようなやり取りがあったのが明らかにされてはじめて、義務懈怠の持つ意味を客観的に評価できたはずであった。そのような事実関係が明らかになつていないのに、入会集団からの離脱という認定を行ったのは、行き過ぎである。

原判決は、山仕事の出役に対する、現並里区の側から源原組の側への連絡がなく、源原組からも現並里区への問い合わせが無かったことについて、双方において、源原組が現並里区に属しているとの帰属意識がなくなっていたことを示しているとする。しかし、山仕事の連絡が無かったのは、現並里区の側において源原組に対して積極的に統制管理を及ぼす体制になつていなかったということを示しており、双方の側において戦前の慣習に従つて行動する状況になつたことを示しているに過ぎない。入会集団の管理運営の実権を実際上行使していた側の連絡体制の不備を、権利喪失をもたらす効果に結びつけるのは、過大であり不公平な評価である。また、山仕事が入会権者としての義務であるのに対し、住宅建設のための共同作業への不参加は、入会権者としての義務とは言えないし、源原組にもまた新たな行政区での共同作業があつたことからすれば、源原組住民が参加することは困難であつたであらう。

次の問題は、一方的になされた入会集団からの離脱という評価から、権利喪失という効果を導き出したことである。本来ならば、義務懈怠に対しては入会集団の決定処分があるはずであるが、それを認定することなく権利喪失を認めただのは、自発的な権利放棄と同様に扱つたことにならう。しかしながら、権利放棄の事実も具体的に認定されておら

ず、入会集団への帰属意識がなくなつたということが根拠とされているのである。

以上のように、原判決の権利喪失論は、これまで認められてきた法的構成が、離村失権、義務懈怠による権利剥奪という客観的な権利喪失事由に基づくものであつたのに対し、客観的事実関係から遊離した二重に主観的な評価に基づくものであり、従来の入会権をめぐる判例・学説の権利喪失事由とは全く異なるものである。

裁判所は、源原組住民の入会地に対する態度・行動、そしてそれに対する現並里区の側の対応がどのような意味を持つのかを、具体的事実に基づいて認定し、法的構成に照らしてその意味を慎重に検討しなければならぬが、原審ではそれがなされなかつたのである。

## 6 並里区と入会集団

### 6・1 区(部落)と入会集団との関係

区(部落)と入会集団との関係についてはこれまでにも検討してきたが、ここで改めて、体系的にまとめて、区一住民、入会集団一構成員という二つの関係における共同作業への参加義務の問題について整理することが必要となつている。

まず、区(部落)の性格の歴史的变化をまとめてみよう。

沖繩においては、市町村のもとに行政区が置かれていて、金武町並里区などと称されている。島嶼町村制の施行前は、行政区は、「村」として扱われていた。琉球王府時代においては、間切に属する「村」として位置づけられ、間切のもとにいくつかの「村」が置かれていた。

明治三十九年の島嶼町村制による地方制度改革まで、琉球王府時代の組織が残されていたが、間切が町村となり、かつての「村」は、区として位置づけられた。

いわゆる本土においては、明治二十一年の町村制施行以前は、大字あるいは部落とされているものは、「村」として、部落民の生活共同体としての側面のほかに、一種の公法人的性格を有していた。町村制施行によって、この旧「村」の性格が変わったことよって、入会権の帰属が新たな町村の所有となつたのか否かについての論議があつた。いわゆる入会権公権論は、部落などが法的主体性を失つたので、入会権は、新たな町村に移管されたとするものである。今日では、学説・判例においては、入会権が生活共同体としての部落に属するものであり、入会権が私権であるとする<sup>注11</sup>ことは確立した見解になっている。

この論争は本件にとつても示唆を与えるものである。それは、入会権が生活共同体に属するのが、部落民が生活のために山林の利用を継続してきたという慣習の中から生じ

た権利であることにあつたことを明らかにしたからである。入会権は、そこに住んでいるから権利者となるのではなく、山林の利用を継続してきた住民にのみ認められる権利であることが明らかである。それゆえ、移住者（新住民）などは、権利を認められないのであり、入会権は区に帰属するのではなく、入会集団に帰属するということの根拠となるものであつた。<sup>注12</sup>

入会権は、民法上の権利として位置づけられたが、その権利内容は、地域の慣習によつて定めるとされたのであつた。生活共同体としてのムラの中で生成してきた慣習によつて権利者、権利内容が定まるとされたのである。

部落に入会権が帰属するのは、住民が部落という生活共同体の中で権利を行使してきたためである。部落が入会集団としての性格を有して、部落に入会集団の構成員となるものは、慣習によつて権利行使をしてきた住民である。ここで留意しなければならないのは、部落の構成員と入会集団構成員とは一致しないことがあるということであり、部落住民であつても、入会権を有しない者があつたということである。

部落住民と入会集団構成員とが一致しない場合としては、次のような類型がある。

(ア) 部落のもとでの住民の中でも旧戸・新戸の差別

により、入会集団構成員資格を有しない者がある場合。  
合。

(イ) 部落に新たな移住者がある場合で、移住者に入会権が認められない場合。

これらの類型が存在することを考慮すれば、部落(区)と入会集団とは、概念的にも実体的にも分けて捉えなければならぬことは明らかである。

沖繩の旧「村」(区)と入会集団のとの関係も同じように捉えることができる。沖繩の旧「村」は、先述したように、現在の市町村の区となっている。沖繩は、琉球王府時代においては、それぞれの「村」は極めて閉鎖的であるが、平等的な小社会をなしていて、基本的に「村」民と入会集団構成員とは一致していた。それ故、入会権は「村」そして「村」が区に編成替えされると区に属するという認識が一般的になった。

戦後になって、区の中に移住者が増えてくると、区と入会集団とが別個であるという認識が生じ、区と入会集団との分離を図る区も生じてきた。これが、金武区における「共有権者会」の設立の意味するところであった。さらに、金武町の「旧慣条例」の制定によって、区の持つ二つの性格(自治会としての区と入会集団としての区)を区別して

扱わなければならないことが、金武町においては法制的な常識になったのである。<sup>(注13)</sup>

## 6・2 本件入会地の入会集団

原判決が、上に見たように、権利喪失という効果を簡単に導き出してしまった誤りは、入会集団の性格について正確な把握をしていないために、現並里区と源原組との関係を十分に捉えることができなかつたことにも原因がある。

公有地と総有地からなる本件入会地について、入会集団は、そもそも現並里区なのか、並里財産管理会なのかという基本的な事実が争点になっている。原告らは、本件公有地と本件総有地とも、管理会が入会集団であり、管理会が原告らの入会権確認の相手方となるとする。これに対し、被告らは、本件総有地の入会集団は現並里区であり、管理会は、本件公有地の分収金に限定した入会権者の組織として、その受け入れ及び管理処分を行う入会集団であるとする。原判決は、被告らと同じに、本件総有地については現並里区が、本件公有地については管理会が入会集団であると認定した。

原告らの立論の基礎は、区(部落)は、本来自治会として、地域内に居住する全住民からなる組織であり、入会権者である旧住民以外の者を含んでいる。したがって、入会

集団とは明確に区別しなければならぬ存在であるとする。そして、現並里区において、入会権者が組織している集団が、並里財産管理会であることから、管理会が入会集団にほかならないとする。管理会は、規約上は、本件公有地からの軍用地料を管理する機関であるが、入会集団構成員から成る組織であり、当然に、本件総有地についても入会集団として、これを管理する権限を有するものであるから、現並里区が、国から直接に軍用地料を受け取っているのは、入会集団である管理会が黙示の委託を行っているからであるとす。

これに対し、被告らは、本件公有地、本件総有地の入会権とも、戦前から、生活共同体としての並里区が有していたものであり、戦後においても、戦前の並里区を継承している現在の並里区が入会権者であり、ただ管理会設立後は、管理会が本件公有地の分収金に限定した入会集団となったものであるとする。

原判決は、被告らの主張を支持した。

原告らが主張するように、管理会の構成員は、全員が本件公有地及び本件総有地の入会権者であり、管理会は、実態的には入会権者の総体と重なり合うために、入会集団そのものとして当事者適格を認めることについて根拠がある。原判決も原告らの主張に一定程度理解を示している。

本件において、訴訟適格を有するのは、旧並里区を領域とし旧並里区の住民を構成員とする入会集団（源原組住民が属していた入会集団）である。この入会集団が、現在どのような形式をとっているのかが問題である。

被告らは、現並里区が自治会であると同時に入会集団であると主張している。現並里区は、戦後になり非入会権者を含むようになって、戦前の旧並里区と同様に旧住民が多いので、構造的には変わりがなく入会集団としての性格を有しているとしているのである。そして、被告らは、住民集団としての区と入会集団としての区は、概念的には区別できるとしても、外観的・現象的には未分離であるとして、現並里区「入会集団論を主張する。しかし、両者が外観的・現象的に未分離であっても、法的存在としては別個であることこそが重要な点であり、被告らの主張は、区が自治会としての側面と入会集団としての側面を有するという理解に反するものである。

それでは、本件入会地における入会集団は現並里区、管理会のいずれであるか。入会集団は、一般的には部落会・区会などの形式をとって存在していて、特に区と別個の組織を持っていない場合がある。そのような場合には、どのようにして訴訟適格を認定したらよいのであろうか。

入会集団が区と区別される組織を設けていない場合には、

区を被告とすることが認められて良い。これは、自治会としての区を訴訟当事者として認めるのではない。区のもう一つの側面である入会集団としての側面を捉えて訴訟当事者であることを認めるのである。実的には、区的全居住者の中に旧住民たる入会権者が含まれ、区長も旧住民の中から選ばれるのが通常であり、入会集団が区という形式を借りて運営され、区という名称を用いているが、その構成員の範囲や慣習的な規約は明確であるからである。すなわち、入会訴訟において、区に訴訟適格が認められるのは、区長が入会権者の中から選ばれ、入会権の維持管理が区の組織を借りて行われている場合である。

本件の場合には、自治会としての区とは別個に入会権者からなる集団として「並里財産管理会」が組織化されているのであるから、これを訴訟適格を有する入会集団とすることが可能であろう。問題は、規約上では、管理会が本件公有地に対する配分金を管理する組織とされている点である。これは、「管理会」という名称を称して組織化されている入会集団が、入会地の財産管理を本件公有地からの配分金等に自己限定しているものである。入会集団としては、本来的には、全入会地すなわち本件総有地、本件公有地ともに、管理権限を有しているのであり、上に見た自己限定は、管理会を構成する入会権者の決定をもって、区の管理から

管理会の管理に変更することができるものである。現在の管理会規約は、町の「旧慣条例」を受けて、入会集団の本来的権限のうち、本件公有地に対する権限のみを限定的に定めたものであるに過ぎないと解することができる。それゆえ、規約の文言にはかかわりなく、管理会が入会地全体に対して、本来的に入会権を有しているのであるから、訴訟適格を有しているという捉え方も可能であろう。「旧慣条例」が、「部落民会」の設立を求めたのは、戦前の入会集団を継承した団体を区とは本来的に分離した存在であることを確認し、これを表面的に顕在化させることを意図したものであることは明らかである。この趣旨を汲み取れば、条例を受けて顕在化した「管理会」は、入会集団そのものであることは明らかであり、入会集団の運営は、規約がなくても慣習によつて定まっている。したがつて、現在の規約が存在するからといって、「管理会」がそこに規定された権限しか有しないということではないのである。規約の意義は、本来的には町から交付された分収金の管理手続にかかわるものに限定されたものであると理解すれば足りる。

もう一つの考え方としては、現並里区は、自治会と入会集団との二つの側面があることから、被告とされた現並里区は、入会集団としての現並里区であると捉えて、訴訟適

格を認めることである。入会集団としての現並里区と自治

6・3 区民としての義務と入会集団構成員としての

義務

会としての現並里区は、構成員の範囲の区別が明確である  
 ので、混乱を招くことは無いであろう。この考え方は、本  
 件公有地、本件総有地とも現並里区が入会集団であるこ  
 いうものである。このように捉える場合には、管理会は、  
 入会集団の下部機関として位置づけられる。

前者の考えも十分成り立つが、私見は、後者の見方に傾  
 いている。

区（部落）は、生活共同体であり、部落を維持していく  
 ためには、道路や水源の維持管理など部落住民の生活環境  
 を整える共同作業、さらに、民俗信仰にかかわる種々の行  
 事に参加する義務があった。入会地の維持管理もまた、農  
 業生産と日々の生活の薪炭などの採取などの利用がなされ  
 る時代にあつては、部落住民の生活を根底から支えるため  
 の不可欠の作業であつた。したがって、生活共同体維持運

表1 区と入会集団との関係の変化

入会集団		区(自治会)		領域	性 格	構 成 員	組 織
戦後	戦前	戦後	戦前				
原告ら主張	被告ら主張	入会集団	旧並里区	旧並里区地域 (源原組合む)	自治会 全住民の共同体	旧住民 (源原組合む) 移住者	区長〃入会集団の長
旧並里区地域 (源原組合む)	現並里区地域 (源原組除く)	旧並里区地域 (源原組合む)	自治会 全住民の共同体	旧住民 (源原組住民除く) 移住者	旧住民 (源原組除く・現並里 区居住者)	区長と入会集団の長の分離の可能性あり	入会集団の長〃区長
旧住民集団	旧住民集団	旧住民集団	旧住民 (源原組合む)	旧住民 (源原組除く・現並里 区居住者)	入会集団の長〃区長(公有地については財 産管理会が受領機関)	入会集団の長〃区長(公有地については財 産管理会が受領機関)	入会集団の長〃区長(公有地については財 産管理会が受領機関)
旧住民集団	旧住民集団	旧住民集団	旧住民 (源原組合む) 旧並里 区居住者	旧住民 (源原組合む) 旧並里 区居住者	入会集団の長〃区長(公有地については財 産管理会が受領機関)	入会集団の長〃区長(公有地については財 産管理会が受領機関)	入会集団の長〃区長(公有地については財 産管理会が受領機関)

沖縄県金武町並里区における軍用地料配分をめぐる入会訴訟 (小川)

管義務と入会地管理義務とは、部落民でありかつ入会権者である居住者が部落を永続的に支えていくための不可欠で不可分の義務であつた。<sup>(注17)</sup>

しかし、部落住民と入会集団構成員とが、一致しなくなつてくると、二つの義務の相違が意識されるようになってきた。この場合には、二つの義務は、義務負担者が一致しないことになる。

以上のとおり、入会地管理義務と部落共同作業・行事参加義務とは、別個の次元の共同性に基づく義務であるが、一般的には、入会集団は部落の中に包摂されているので、両者とも入会権者としての義務であると観念されている。

特に、新たに入会権取得する者は、部落民としての義務を尽くして部落構成員として認められることが前提になるので、両者とも入会権取得に伴う義務であると強く観念され、特に、部落共同作業・行事参加義務を尽くしてはじめて、部落の一員となることができ、そこからの義務の積み重ねによって、入会集団構成員資格が認められることになる。しかしながら、地域によっては、移住者がこのような義務を尽くしても入会権取得を認めないところももちろんあり得る。したがって、先に引用した、川島説は、部落と入会集団の構成員が一致していた事例における義務論に妥当することになる。

本件は、特殊な場合である。一つの生活環境を共同で維持管理してきた部落(区)が外的事情によって分割された事案であり、生活共同体維持運営義務を分離した双方が互いに尽くすことが困難になった一方、それと離れた入会集団として入会地維持管理義務は存続している関係であった。このような関係になった場合には、二つの義務は、まったく関係がなくなり、集団の構成員は、入会集団に対しては、入会地維持管理義務を尽くすことだけが、入会集団構成員の義務となる。

部落と入会集団との関係の変化と、義務の負担者との関係は、次の表2のようにまとめることができる。

## 7 まとめ

以上のように、区と入会集団を明確に区分して捉えなければ、入会権の権利関係は理解することができない。

源原組が分区される以前の旧並里区においては、住民のほとんどが入会権者たる旧住民であったので、区と入会集団とを分化させて捉える明確な必要性は生じていなかった。戦後になって、金武村では、人口の移動が多くなり、現並里区においても、新住民を含む可能性のある生活共同体としての部落と、入会集団とは、観念的には異なるものと



表2 区(部落)と入会集団に対する義務

	部落と入会集団の関係	部落と入会集団の運営	部落共同作業義務	入会地管理義務
1	部落＝入会集団	部落会(自治会)と入会集団の運営は、同じ場で行なわれ、一体的である。	部落共同生活義務と入会地管理義務とは、等しく構成員の義務である。	
2	部落民の大多数が入会集団構成員(新住民が入会権を取得できる)	入会集団の運営は部落会(自治会)の場で行われるが、観念的に区別される。	同上(新たに入会集団構成員になるには、部落共同作業を行うのが、前提である)	
3	部落民の大多数が入会集団構成員(新住民は入会権を取得できない)	入会集団の決定は、部落会(自治会)の場で行われるが、メンバーの相違は意識される。	部落共同作業義務	入会地管理義務 入会集団
4	部落の中に多数の新住民がいる	入会集団と部落会(自治会)とが分離してくる。	部落共同作業義務 全住民	入会地管理義務 入会集団

して捉えなければならぬ状態が生じた。さらに、旧並里区から源原組住民が離籍したことによって、現並里区には、入会権者たる源原組住民が含まれないことになり、区と入会集団との分離が二重の意味において生じた。一つは、現並里区における、旧住民と新住民との間の分離であり、一つは、旧並里区の領域を基礎として成立していた生活共同体の分離に伴う入会集団の再編問題である。

現並里区における旧住民と新住民との区分による区と管理会の分離問題

本件入会地の入会慣習は、もちろん旧並里区時代に形成されたもので、構成員資格に関わる慣習は、源原組を

含む旧並里区住民であることが条件であった。このような慣習が入会集団の決定によって変更された事実はないが、戦後の扱いは、現並里区に居住することが入会権取得の要件とされている。そして、上に述べたとおり、現並里区においても、入会権者たる旧住民と非入会権者たる新住民の区分を図る必要が認識されたことから、旧慣条例の制定を機に、旧住民の総体である入会集団としての管理会が組織化された。

旧並里区の現並里区と中川区(旧)源原組との分離による、旧並里生活共同体の分離とそれによる入会集団の再編問題

沖縄県金武町並里区における軍用地料配分をめぐる入会訴訟 (小川)

この問題について見れば、居住地域には変更が無かつたのであるから、一つの入会集団として維持することは可能であつたが、特に現並里区の側に、源原組を排除する意識があつたと推測される。

上の問題について、詳しく見てみよう。

第一に、互いに部落の環境整備など共同作業に出役しなくなつたことがある。源原組の側の不参加のみ問題とされているが、現並里区の側も源原組のための作業には参加していないのである。

第二に、現並里区の入会権者が多数を占めるために、現並里区が、入会地に対して管理統制を継続していつたが、源原組は少数派のために、参加の機会を失つていつた。これも、一方的に、源原組が作業懈怠をしていたといつたのではなく、現並里区においても小數派を管理に参加させるように入会集団としての統制管理を及ぼすことを放棄していつたといえよう。

第三に、以上のような生活共同体の分離を契機に、源原組が入会地の管理から遠ざけられていく事態の中で、米軍が規制を強化し、入会地の現管理的管理という負担が無くなつたために、源原組の入会地の現管理的な利用、管理に参加する機会を消失させるとともに、源原組の権利主張の機会が實際上奪われた形になつていつた。

第四に、軍用地料の支払いが開始されると、現並里区の入会権者は、源原組住民の入会権を否定する態度を明確にした。村(町)から現並里区に軍用地料が配分されたために、村が多数派のみを入会集団として扱つていつるかのような状態が生みだされた。

したがつて、現在の並里区と源原組との二つの集団の対立の問題は、入会集団の再編問題として捉えなければならぬ。

旧並里区の分離による生活共同体の変容ということが、それだけで入会集団の慣習規範に変化をもたらし、一方的に源原組の入会権が消滅することはあり得ない。先に見たとおり、入会地をめぐる共同関係とそれ以外の生活環境に関わる共同関係とは分けて捉えなければならぬからである。

共同関係を二つの関係に分離して捉える視点からは、入会集団の再編問題は以下のように捉えることができる。すなわち、入会集団として、生活共同体の分離に対応した入会集団における多数派である現並里区の入会権者と少数派である源原組の入会権者との間の関係をどのように調整し再編しなければならなかつたのかという問題である。これまで續いてきた状況は、多数派だけが入会権を継承したと主張し、少数派である源原組との協議などはなされてこな

かった。

原判決が、このような経緯を、源原組住民が入会集団から離脱したと認定したのは、誤っている。そうではなく、入会集団が、多数を占める現並里区の側と少数である源原組の側とに分離した状況になってしまっているのである。

この分離は、少数派の離脱として捉えるのではなく、入会集団が多数派によって管理されてしまっているために、少数派が管理運営に参加できない状況を意味するのである。

換言すれば、多数派のみが入会地の管理を継承してしまい、少数派が入会権を否定されている状況であると捉えることができる。原判決は、部落有地の分割を求めるなどの源原組の行動を、集団への帰属意識が消滅したと捉えたが、そうではなく、入会集団の再編を求める態度の一端であると捉えるべきである。

本件の入会慣習の居住要件は、源原組の居住地域も含む旧並里区地域であった。入会地の変動は無く、しかも、入会集団から離脱したとされる源原組住民は居住地域を変えていない。

したがって、本件がまず、離村失権にかかわる事例ではないことは明らかである。

そうすると、戦後、原告らが旧並里区地域に住みつづけたことは、入会慣習の居住要件を満たすことが明らかであ

るから、離村失権原則をはじめ、いかなる慣習規範にも反しない。しかしながら、現実には現並里区の入会権者は、現並里区に住むことが居住要件のように扱っている。これは明らかに、慣習違反である。入会集団全員の決定によって、慣習規範が変更された事実はない。あるとすれば、並里財産管理会の会則制定の際の居住要件を決定した時である。これはしかし、源原組住民が参加していないので、当然無効である。

旧並里区は、観念的には、生活共同体としての旧並里区地域住民集団（区）と旧並里区入会集団とに区分できた。それが、源原組が中川区に帰属させられ、次第に生活共同体としての旧並里区（地域住民集団）は、現並里区（地域住民集団）と源原組（地域住民集団）とに分離していく事になった。

しかし、生活共同体の分離に伴って直ちに、入会集団もが分離するわけではなく、ましてや一方の入会権が消滅するわけでもない。生活共同体の分離に対応して、入会集団をどのように維持していくのか、再編していくのかについて、話し合いや決定が必要となってくるのである。源原組の分け地要求も、そのような再編のための一つのきっかけとなるはずであったが、これが、一方的に拒否されたために、双方の話し合いの場が失われてしまった。それゆえ、

多数派による入会集団の一方的管理運営状態が継続してしまっているが、それによって、少数派の入会権が失われることはないので、入会集団として決定的に分離しているわけではない。原告らとしては、復帰あるいは再編の意思を有していると評価できるからである。

原審が誤った認定をした背景には、本件紛争が、単なる個々の入会権者の権利喪失問題ではなく、以上のような入会集団の再編問題として捉える視点の欠如があったといえよう。<sup>(注15)</sup>

- (1) 二年 六月 一月末の金武町の人口は、世帯数四、六一四戸、総人口一、九六八人(男五、四二一人、女五、五四一人)である。各別では、金武区四、七八八人、並里二、六八三人、中川区九二二人、屋嘉区一、六四五人、伊芸九二二人であった。

金武町における軍用地からの収入は、約二六億四三三万円で、財政の三四・二五%を占めている。(『広報金武』平成一八年一二月号)

- (2) 「並里区は本町の中央部にあって金武区と一体になり、本町の主要市街地を形成している。戸数は七一九戸、人口二、四八七名(昭和五七年五月現在)で金武区につぐ第二の大きい区である。西側は金武区に接し、南は金武湾に東は太平洋に面している。南東は金武岬が突き出て

金武湾の防波堤になっていて、冬になるとこの金武岬が寒い北風をさえるため、金武湾は魚の宝庫といわれている。金武岬から福花海岸一帯には大きな干潟があって魚介類がよく取れる。北は中川区に接しているが境界ははっきりしない。それは中川区の一部である銀原が戦前は並里区の行政区域に入っていたためである。」(『金武町誌』七一頁)

- (3) 戦前、旧並里区は、以下の一組に所属する世帯によって構成されていた(ただし昭和一(一九三五)年当時)。

- 内組(うち)六世帯 直味武門(ぎみんじょ)  
 う)五九世帯 仲栄組(なかえ)四九世帯 大川組(うつか)三八世帯 源原組(げんげる)四世帯  
 美里組(んだと)四五世帯 仁牛組(んじゅう)四世帯 川端組(かいはた)四六世帯  
 前組(め)三三三世帯 東江組(あがりえ)四世帯(『並里区誌 戦前編』二五—四頁)

- (4) 沖繩は、大正時代に至るまで、日本の他地域と異なる地方自治制度が布かれていた。沖縄県島嶼町村制(特別町村制)である。「明治四十一年四月一日から、特別町村制が施行された。この特別町村制は、従来の間切島を町村に、村を字に改称し、間切長、島長を町村長に、村頭を区長に、間切会、島会を町村会に改称した。その組織、権限、選挙方法もいらか改められた。普通町村制と異なる点をあげると、イ、助役がないこと。ロ、町長、収入役は知事が任命し、書記は郡長が任免した。：

この特別町村制の施行は、村会議員の民選という権限が拡大されたことに大きな意義があった。…この特別町村制は、大正九年に廃止されて他県並の町村制になった」(『金武町誌』二六一頁)

それ以前は、明治三十一年二月二日に公布された「沖縄県間切島規程」が実施された。沖縄県間切島規程は、明治三十一年一月一日から施行された。「間切、島はその決議機関として間切会、島会をもつことになり、従来の予算協議会より一歩前進した自治機関をもつことになった。議員定数は村(字)人口千人未満は議員一人、千人以上は二人となっている。議員は名誉職で任期は二年、再選は妨げない。間切会、島会の議決を経るべき事項は、歳出入予算の議定、間切、島、村有不動産の処分及び譲受、基本財産積立金穀の処分などであった。間切会、島会の議長には間切長、島長がなった。間切長、島長は民選でなく知事に任命された」(『金武町誌』二六頁)

当時の村は、公法人として位置づけられ、不動産の所有主体でもあった。

(5) 原判決では、昭和三一年代の入会地の利用方法について以下のとおり認定されている。

「…盗伐等が行われたこともあり、並里区でも、戦後六代目区長の与那城正毅の在任期間(昭和三一年六月二日間)までは、植林が行われ、松の種を集めたり、下草刈り、撫育等が行われていた。その後、昭和三十一年六月

沖縄県金武町並里区における軍用地料配分をめぐる入会訴訟 (小川)

に戦後七代目区長の宜野座建雄が就任したところ以降は、琉球政府から種子が無償配布されていたため、松の種を集めることはなくなったが、植林、草刈り、撫育等が行われ、これらの作業は、並里区民のタキダキブとして行われていた。なお、宜野座建雄区長の時代には、タキダキブの仕組みは、各世帯への割当日数の過不足を金銭により精算するという方法から、タキダキブに出席した者に日当を支給するという方法に変わった。その後、昭和三十六年六月に就任した戦後八代目区長池原三郎の時代の終わりに、すなわち昭和三十一年二月ころになると、植林は行われなくなったが、下草刈り、撫育等の作業は行われていた。これらの作業に、戦後、源原組の住民は参加していない。」(判決文一三頁)

(6) 原告らは、川島武宜の論稿を引用して、同じ地域を基礎とする集団であっても、「入会集団」と「行政区」ないし「自治会」とを区分して捉える必要性を主張している(平成一八年九月一日付け控訴人ら「準備書面」(控訴審一三三))。

川島の論稿は、入会集団としての「x部落」と、非入会権者を含む全居住者が構成する「x集落」との法的別個性と機能的兼任性とを指摘している。

「入会主体としての『部落』の構成員は、山中部落の地域に『居住』しているすべての住民であるわけではない。それゆえ、法的には、入会権者によって構成されるところの・入会集団としての山中『部落』と、非入会権

者を含む全居住者によって構成されるところの：純粹な地域集團としての山中「集落」とは、法律上の性質を異にした別の集團である。しかし：入会主体としての山中「部落」が、同時に地域集團としての山中「集落」の機能をもあわせ兼ねている。それゆえ、「区長」は、入会集團としての「部落」の長であると同時に、地域居住民集團としての「集落」の長でもある……」（山中事件鑑定書、「川島武宣著作集第九卷、四六頁」）。

(7) 中川区住民も、生活再建のために負担があつた。小学校建設が大きな共同作業として課されていた。「金武町誌」(七二六―七七頁)は、「終戦直後の中川区」について次のように記述する。

昭和二十年四月一日米軍上陸により、日本軍は沖縄本島の中南部に押しやられ、反対に民間人は北部の方に避難するよう命じられ、金武、並里両区も福花川以北に避難した。中南部各地より来た避難民も入り混ざつて、たちまち源原の人口は数千人にふくれ上がった。急激な人口増加により、第一番に心配されたのが戦争で中断された子供等の教育のことであつた。他市町村から来た避難民や地元民も未だ覚めやらぬ戦争のことなどともせず、一致団結して校舎建築とりにかかつた。男は雑木切り、女は茅刈り等をして作業を分担して働き、作業は思つたより進み短期間に一 名程度収容できる校舎が出来上がった。位置は現在の三二一九号線から城原区との境界線を南下した所であつた。」

(8) 並里財産管理会は、「被告管理会の主張を端的に言え、行政区の区画変更には、私法上の団体を存在させなくするという法的効果も、私法上の団体の構成員資格の得喪という法的効果も存しない。」とし、「原告らは、戦後間もない時期に義務を果たさなくなつたのであり入会集團から離脱したものである。被告管理会結成時には、原告らは入会集團構成員ではない。……と主張してきた」とする(平成一八年七月一四日付け被控訴人管理会「準備書面」五頁)。

被告らは、離村失権原則の適用を自ら否定し、義務懈怠を主張しているのであるが、義務を果たさなくなつたから、入会集團から離脱したというのは、飛躍した議論である。入会集團の構成員の義務として、集團の統制管理に従わなければならないことは当然の前提であるが、義務を尽くさなかつたから直ちに、集團から離脱するということはいえない。ここでは義務違反の内容と程度、そして、それに対する集團の処分手続を明らかにして初めて、権利の喪失を論じることができる。

(9) 「個人分割利用」は、入会利用のひとつの形態で、「分け地」などとも呼ばれる。「一般に「割山」「分け地」とよばれるもので、入会林野の土地を各人ごとに割り当てて使用させたり」するものである(中尾英俊「入会林野の法律問題」二八頁)。割り当てられた者は、部落の統制のもとに、自由に利用することができる。

これが、入会権の主張としてどのような意味を持つのか

か。原判決は、入会集団への帰属意識が消滅したことを証するものとして捉えたが、そうではなく、入会権者として、一定の土地を「個人分割利用」を求める意思、あるいは、区の分離に見合った形への入会集団の再編を求めたものとして捉えることが可能である。ここで重要なのは、現並里区代表者が、現並里区への復帰を求めたことであり、これが如何なる意味かは不明であるが、現並里区の行事への全面参加あるいは移住、所属区の再移動のいずれが求められたものにせよ、源原組住民にとつては、不可能なことを求められたものであり、原告らにとつては、入会（持分）権者として正当な要求をしたのに対して、多数派が少数派を排除するものとして受けとめられたと推測できよう。

(10) 入会地の維持管理作業以外の、一般的な部落の生活環境改善のための共同作業は、相互的なものであり、現並里区の側が源原組の側を助けるということが無いのに、源原組だけに共同作業を求めるのは不公平である。また、前注(7)参照。

(11) 中田薫は、旧「村」が法人格を失い、新たな町村の一部としての大字などとなったので、入会権が帰属する権利主体ではなくなつたとし、入会権は「町村」に属するようになったとした。これに対し、戒能通孝は、旧「村」は、行政主体としての側面と生活共同体としての側面を有し、住民の生活慣習の中から生じた入会権は、生活共同体としての「村」に属している。したがって、町村制

沖縄県金武町並里区における軍用地料配分をめぐる入会訴訟 (小川)

施行によつても、入会権の所在には変化がないとした。中田・戒能論争については、黒木三郎「入会権研究の法社会学的位置づけ」(法律時報四七巻九号)。

(12) 入会権は、住民の私法上の権利であり、ムラは、入会権を有する私法上の存在となった(川島武宜著作集第九巻、一三五頁)。

(13) それ故、被告らが、区が入会集団であると主張しているのは、理解しがたいところである。「旧慣条例」の第一条と第二条との関係は、現在の区という居住民共同体と第一条の入会集団とが異なるので、第二条において、区と区別された入会集団を顕在化させなければならぬという趣旨で制定されたものだからである。

被告らは、「居住者総員集団としての「区」と入会集団としての「区」というものは、概念的には区別しうるとしても、外観的、現象的にはまったく未分離なのであつて、住民集団としての「並里区」への帰属意識は喪失したが、入会集団としての「並里区」についてのみ帰属意識は喪失しないなどということは、非現実的な主張である」とする。

被告らは、両者が未分離の理由として、区民の大部分が入会権者であつたために、入会集団と居住者総員集団につき別個の管理機構を設ける必要がなかつたこと、今日でも現並里区居住者の九割が並里区出身者であり、世帯の八割が管理会構成員であつて、居住者総員集団と入会集団とに顕著な相違が生じていないことを挙げてい

る（平成一八年七月一四日付け被控訴人管理会「準備書面」二八一―二九頁）。

この説の誤りは、両者が未分離なのは外観的にとどまるものであり、本質的には区別しなければならぬことであり、それは、次のような場合を考えれば明らかである。入会地の処分など重要事項については、入会権者の全員一致によらなければならないが、たとえ、この決定が区民総会の場を借りてなされようとも、その議決には非入会権者は参加できないのであり、この場面では、区民総会から入会集団総会に切り替わっているのである。

- (14) 『被告管理会の構成員が本件公有地及び本件総有地のいづれについても入会権を有するという点では首肯できなくもないが、被告管理会の設立に至る経緯並びに旧慣条例及び管理会の会則と明らかに合致せず…』（判決文二八一―二九頁）

- (15) 「以上のとおり、戦後においても、戦前と同様に、並里区という管理機構により、入会林野の管理統制がなされてきたものである。

これは、居住者総員が入会集団構成員であるという主張ではない。被控訴人管理会は、原審において、くり返し、居住者総員集団と入会集団は概念的には別物である旨を主張してきたものであって…概念的に、入会集団と居住者総員集団が同一であると主張しているものではなく、その両者の構成員が一致すると主張しているものでもない。このことは、戦前においても同じことであり、

- 戦前の並里区が入会集団であるということは、居住者総員が入会権者であることを意味するものではない。…戦前においても一入会集団構成員と居住者が完全に一致することはありえないが、居住者の殆どが、同時に入会権者の世帯であり、入会収益の個人配分がなされるわけでもないことから、その相違が顕在化することもなかった。それゆえ、入会集団と居住者総員集団について、あえて別個の管理機構を設ける必要がなく、並里区の機構は、入会集団の管理機構であると同時に居住者総員集団の管理機構であったということである。」（平成一八年七月一四日付け被控訴人管理会「準備書面」二八頁）

- (16) 被告らは、現並里区は、昭和三一年代においては、入会集団と全居住民総員集団とは、現象的・外観的に未分離であると主張している。

「戦後においても、基地の門前町である新開地を抱える金武区とは異なり、並里区においては、特に戦前とは変わった人口移動の特別な要因もなかった。今日においてもなお、並里区の居住者の約8割が並里区出身者であり、並里区の世帯の約八割が管理会構成員であって…、入会集団と居住者総員集団の相違は顕著化していない。

戦後一年以上経過した昭和三一年代半ばにおける並里区（でも）…戦前と同様の農村社会が存在していたことを示すものに他ならない。…戦後においても、並里区事務所が入林許可等の事務を行い、並里区の職員である山係が巡視・摘発を行い、また並里区の役員も交代で山巡



視を行い、伐採の許可、盗伐に対する処分、山係の設置などが行われていたものであり、居住者総員集団としての『区』と入会集団としての『区』というものは、概念的には区別しうるとしても、外観的・現象的にはまったくの未分離なのであって、住民集団としての『並里区』への帰属意識は喪失したが、入会集団としての『並里区』についての帰属意識は喪失しないなどということとは、非現実的な主張である。」(平成一八年七月一四日付け被控訴人管理会「準備書面」二九一—三頁)

被告らは、川島の「入会集団としての部落」と、「全居住者によって構成されるところの・純粹な地域集団としての集落」との法的別個性論を誤解している。両者が外観的・現象的に未分離であっても、法的存在としては別個であるというのが川島説の核心である。

また、具体的に問題点を指摘すれば、現並里区に居住している者にとっては、両者が未分離のような外観をとっても、源原組住民にとっては、行政区が変わったことによつて、地域住民としての生活関係に大きな変化が生じたことは明らかであり、現象的にも両者の分離が顕著になつた事例である。

(17) 入会集団構成員の義務について、川島は、次のように言う。「入会集団というものは、単に入会のためにだけ存在するものではなく、当該部落の存する地域において氏神社を維持し道路・消防・学校等の地域集団の共同の事務を行うための、『村落共同生活のための地域体』な

のであって、入会地に対する権利義務はこのような包括的な生活共同体の単なる一側面にすぎない。」(『弓ヶ浜事件鑑定書』川島武宜著作集第九巻、六九—二三八頁)

(18) 軍用地料をめぐる他の入会訴訟については、小川竹一「沖繩における入会権の諸相」(『平成一三—一六年度科研費研究基盤(A) 研究報告書、沖繩における近代法の形成と現代における法的諸問題』二—五・三)、小川竹一「入会権者の女子孫の入会権の承継及び取得—沖繩県の事例」(沖繩大学地域研究所「地域研究」一—五・六)、を参照して下さい。

(本論文は、原告側書証として、福岡高等裁判所那覇支部に二七年二月七日に提出された。本件訴訟においては、中尾英俊博士の原告側意見書が提出され、これに対し熊本一規教授による被告側意見書が批判を加え、さらに中尾博士の反批判、熊本教授の再批判の意見書が提出されている。私の意見書は、熊本意見書には言及していないのであるが、熊本教授は私見も批判している。熊本意見書の公刊を待ちたい。

また、控訴審は、平成一九年四月一九日に原告の控訴棄却の判決を行った。私見については、何も論及されていない。